

平成13年3月1日

各 位

株式会社 大 和 銀 行
株式会社 近畿大阪銀行
株式会社 奈 良 銀 行

大和銀行グループ共通の「勧誘方針」の策定について

大和銀行（頭取 海保 孝）、近畿大阪銀行（頭取 高谷 保宏）ならびに奈良銀行（頭取 野村 正雄）は、大和銀行グループとして共通の「勧誘方針」**“お客様に適切な商品・サービスをご提供するために”**を策定いたしました。

この「勧誘方針」は4月から施行される「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）において策定と公表が求められているものです。大和銀行グループは、法律の制定趣旨を踏まえ、お客様の保護を主目的としたコンプライアンス体制強化の一環として真摯に取り組むこととし、今般グループ共通の「勧誘方針」を策定したもので、「お客様に喜ばれる金融サービスを提供する」という大和銀行グループの経営理念のもと、5項目の遵守事項を定め、適切な勧誘を行うことを宣言しています。

今後は、具体的な勧誘手続きや内部規則等の整備につきましても、3行が協調して取り組んでいく予定であり、グループとしてコンプライアンス体制の強化を図るとともに、お客様にご満足いただける質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

大和銀行グループの「勧誘方針」である**“お客様に適切な商品・サービスをご提供するために”**は、別紙のとおりです。

以 上